第二十八条の五第四項	ときは、条例で定めるところにより	ときは
第二十八条の五第五項並びに第二十八条の六第一項及び第二項	条例	設立団体の条例

第五十三条第三項の表第二十八条の二第三項の項中「第二十八条の二第三項」を「第二十八条の六第三項」に改め、同表第二十八条の三第一項の項中「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十八条の七第一項第一号及び第二号	条例	特定地方独立行政法人の規程

第五十三条第三項の表第二十八条の三第二項の項中「第二十八条の三第二項」を「第二十八条の七第二項」に改め、同項の次に次のように加える。

第二十八条の七第三項	条例	設立団体の条例

第五十三条第三項の表第二十八条の四第一項の項から第二十八条の五第一項の項までを削り、同表に次のように加える。

附則第二十一項	条例		設立団体の条例
附則第二十二項	地方公共団体における	特定地方独立行政法人における	特定地方独立行政法人の規程
		条例	特定地方独立行政法人の規程
		他の地方公共団体	地方公共団体
	条例		設立団体の条例
附則第二十三項から第二十五項まで			

第百二十三条第五項中「同表第十六条各号列記以外の部分の項」の下に「、第二十二条の四第一項の項、第二十二条の四第二項」を加え、「第二十八条の四第一項の項、第二十八条の四第二項及び第三項の項」を「第二十八条の二第四項の項、第二十八条の五第五項並びに第二十八条の六第一項及び第二項の項、第二十八条の七第三項の項、第二十九条第一項第一号の項」に、「及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第四項」を「、第六十条第七号の項、附則第二十一項の項及び附則第二十三項から第二十五項までの項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第四項」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五十九条第五項中「係る」の下に「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）による改正前の」を「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「。以下この項において「旧地方公務員法」という。」を加え、「、地方公務員法」を「、旧地方公務員法」に、「地方公務員法」を「（旧地方公務員法」に、「及び地方公務員法」を「及び旧地方公務員法」に改める。

総務大臣　武田　良太
文部科学大臣　萩生田光一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

法律第六十四号

自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、自然災害義援金に係る拠出の趣旨に鑑み、自然災害の被災者等が自ら自然災害義援金を使用することができるよう、自然災害義援金に係る差押禁止等について定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「自然災害義援金」とは、自然災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じた被害をいう。附則第二項において同じ。）の被災者又はその遺族（以下この条において「被災者等」という。）の生活を支援し、被災者等を慰藉（しゃ）する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。

（差押禁止等）

第三条　自然災害義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2　自然災害義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、令和三年一月一日以後に発生した自然災害に関し、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった自然災害義援金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
法務大臣　上川　陽子

航空法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年六月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎